

報 告 第 5 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

⑤

処 分 書

専 決 第 5 号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月30日

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

第10条の6中「50万円」を「51万円」に改める。

第11条の9中「13万円」を「14万円」に改める。

第12条の5中「10万円」を「12万円」に改める。

第16条第1項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「50万円」を「51万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。